

表2 定員別自立援助ホーム数

定員数	自立援助ホーム名
5～6 名 (19 箇所)	三宿憩いの家・経堂憩いの家・祖師谷憩いの家・あすなろ荘・岡田ホーム 星の家・自立援助の家・天神ホーム・デンマーク牧場子どもの家 ベアーズホーム・ふじえホーム・元気さん・カーペディエム・風の家・人力舎 ふきのとう・ピアホーム(女)・双葉ホーム(男)ミカエラホーム(女)
10 名(3 箇所)	せんだんの家(男)島添ホーム・慈泉寮
12 名(1 箇所)	鳥取フレンド
20 名(2 箇所)	清周寮(女)・青少年福祉センター新宿寮(男)

網掛け＝入所者を男女別で設定しているところ()は性別を示す

ii 自立援助ホームの物件所有形態

定員数の設定に連動して、それに見合う自立援助ホームの建物を所有する必要がある。各自立援助ホームは、どのような物件を所有しているのかを調査した。以下にそれを示す。

A 社会福祉法人立の自立援助ホーム

「単独」型の社会福祉法人による自立援助ホームは、その長い歴史の中で自己所有の物件を確保してきた。「青少年福祉センター新宿寮」は、その歴史を4畳半のアパートから始めたが、多くの支援者の寄付によって、現在地に自前の5階建てのビルを確保した。何度かの改築を経て、6年前に大規模改築を行っている。

「清周寮」も多くの寄付金を集めて1974年に自前で寮を確保して開設した。青少年と共に歩む会の運営する3軒の「憩いの家」も、同じく多くの支援者によって順次物件を所有することが出来た。しかし、いずれも建物の老朽化が進んでいる。

これらの自立援助ホーム利用者の居室は、いずれも広くはないが「個室」が用意されている。

「施設複合運営」型の社会福祉法人が運営している自立援助ホームも、持ち家が多い。ミカエラホームは、聖家族寮（女子寮）と道を隔てた一軒家を確保している。鳥取フレンドは、以前は借家だったが、現法人の運営になってから法人敷地内に自立援助ホームを建てた。さらに、来年度から敷地外に一軒家を借りる予定である。

「せんだんの家」は、自立援助ホーム用に設計された一戸建てを法人が用意した。家賃はいらないと法人から言われているが、自立援助ホーム用の経費から月10万円を家賃として支払っている。来年度から定員16名に増員になるので、あらたに増築を予定しているが、これも法人によって費用が

まかなわれるという。

慈泉寮は、開設当初は学生寮を改装して使用していたが、7年前に新築移転し、2、3階に男女別の個室、ベランダ付の自立援助ホーム用の建物を確保した。あすなる荘も、法人経営の児童養護施設と同一敷地内に、隣りあわせて自立援助ホーム用の家を建設した。

「島添ホーム」は、元歯科医院であった2階建ての借家を自立援助ホームとして借用している。ここは、開設にあたって、家もみつかり内装工事も完了した後、付近住民の強い反対運動に遭い、その地での開設を断念した経緯がある。

「やどかり」型の自立援助ホームである「ふじえホーム」は、家賃22万円（6LDK）で一戸建てを借りている。開設にあたって物件探しに難航し、30件くらい内見したが全て断られた。不動産屋から難色を示される、あるいは地域住民（民生委員含）からの反対もあり、物件の確保には苦勞をした。

B NPO法人立の自立援助ホーム

NPO法人立の自立援助ホームの所有形態は、自己所有物件と賃貸物件が半々であった。

物件を自己所有しているのは、4箇所の自立援助ホームである。いずれも、既存の物件を自立援助ホームとして転用して利用している。また、2箇所は「個人でローンを組み、家屋を購入」（ふきのとう）、あるいは「支援者が提供した家を200万円かけて改修」（風の家）しての個人所有形態であり、この形態は個人負担が大きい。さらに、このような個人所有形態は、所有者が事業から手を引いた場合、物件自体が使用できなくなるリスクを負うことになる。また、一般のやや大きめの住宅を自立援助ホーム用に使用しているので、「各部屋を小さく区

切って個室としている」(風の家)など工夫がされているものの使い勝手はよくない。

法人所有物件でも、「元気さん」のように法人が所有しているビルの一角に定員 6 名分のスペース(個室 6 室)を確保し、厨房等は他の利用者(高齢者自立型住居)と共有している「集合住宅型」の建物の一部を自立援助ホームとして運用しているという所有形態もあった。

賃貸物件を自立援助ホームとしているところは、5 箇所である。賃貸物件を確保するには、自己所有の際と共通の「適度の大きさの賃貸物件を確保する」困難さに加え、家主の理解を得ることと、家賃の支払い負担の困難が加味される。そこで、「支援者の理解で 1 年間は駐車場料金(6000 円)のみで、次年度からは月 3 万円で 2 世帯分のアパートを借用予定(人力舎)」あるいは、「ホーム長の親御さんが残したアパートの 3 世帯分を使っている。メンバーが個室を利用できるように改装して使っているが、玄関、風呂、トイレが 3 つもあり、管理上問題がある。個人所有の物件を NPO 法人が借用している形をとっているが、実際に家賃は支払える範囲内でしか支払えていない。(ベアーズホーム)」など特別の配慮を得て、物件確保にいたっている自立援助ホームもある。

物件を確保してからも課題は大きい。「星の家」ではホーム長夫妻が実子と共に住み込みで運営しているために、子どもたちの成長に伴って「子どもたちとホーム長の家族の生活スペースを確保するために 1 軒家だけでは足りず、最近は大家さんの理解の下、隣に部屋や家を借りて居住スペースを確保」するなど、住環境の確保に苦慮している。

C 任意団体立の自立援助ホーム

任意団体の物件は、2 箇所が個人所有物件を自立援助ホームとして利用している形態であった。「岡田ホーム」は、ホーム長の実家を自宅兼ホームとして利用している。1 階がホーム長夫妻の部屋と台所・風呂などで、2 階が利用者の居住スペースになっている。1, 2 階とも利用者に開放されており、自室以外でホーム長夫妻のプライベートな空間が確保できない。「天神ホーム」も住宅街にある 2 階建ての一軒家(4DK)を運営委員の一人が自費で購入して提供している。これらは、なんらかの事情で、所有者が支援から手を引いた場合、事業の継続そのものが困難な状況になることは明らかである。

「デンマーク牧場」は、不登校のこどもたちのためのフリースクールと共用で「元農学校の寄宿舎を寮として活用しているが、建物はだいぶ老朽化している。

自立援助ホーム用の物件の確保が困難な理由が、自己所有物件であっても、賃貸物件であっても、その「費用」を捻出することが困難であることは「想定内」であった。しかしそれ以外にも、自立援助ホームにふさわしい広さ、間取りや設備(複数のトイレや洗面所などがあつたほうが都合がよい)を備えた物件が、建売・賃貸物件とも少ないことや、自立援助ホームに対する地域、不動産屋、家主の理解をなかなかえられない困難、また物件が個人所有の場合、その個人が事業から手を引いた場合にはその物件も利用できなくなるなどのリスクを抱えていることがあきらかになった。

表3 物件の所有形態

自立援助ホーム名	物件所有形態	備考
三宿憩いの家	法人所有	
経堂憩いの家	法人所有	
祖師谷憩いの家	法人所有	
青少年福祉センター新宿寮	法人所有	
清周寮	法人所有	
双葉ホーム	法人所有	
ミカエラホーム	法人所有	
せんだんの家	法人所有賃貸	法人所有物件を月 10 万円で賃貸
慈泉寮	法人所有	
あすなろ荘	法人所有	
島添ホーム	法人所有	
鳥取フレンド	法人所有	
ふじえホーム	借家賃貸	
人力舎※	借家賃貸	支援者が格安で提供
カーペディエム※	借家賃貸	
ピアホーム※	借家賃貸	
ベアーズホーム※	借家賃貸	ホーム長から法人が借上げ
風の家※	関係者所有	支援者から提供受ける
星の家※	借家賃貸	
ふきのとう※	個人所有	ホーム長の個人ローンにて購入
自立援助の家※	個人所有	
元気さん※	法人所有	
デンマーク牧場☆	法人所有	
岡田ホーム☆	個人所有	ホーム長の自宅提供
天神ホーム☆	関係者所有	関係者が自立援助ホームのために購入

※=NPO 法人立 ☆=任意団体立の自立援助ホーム 無印は社会福祉法人立

(3) スタッフの勤務実態（労働条件）

自立援助ホームの支援内容を規定する大きな要因は、スタッフの量的・質的確保がいかになされているかにあるといっても過言ではない。以下に、各自立援助ホームのスタッフ体制をまとめる。

A 社会福祉法人立の自立援助ホーム

● 複数常勤スタッフ体制の自立援助ホーム

常勤スタッフが3名以上いる自立援助ホームは、6箇所の自立援助ホームである。

そのうち、「単独」型の社会福祉法人が運営する自立援助ホームは、職員体制が人数的には充実している。しかしその内実をみれば、必ずしも余裕のある体制とは言いがたい。

「青少年と共に歩む会」は、3軒の家（定員は合わせて18名）の運営を常勤スタッフ7人と宿泊ボランティア1名で行っている。これまでの約10年間、ホーム運営は寮母中心に、寮母3人が週5日を各ホームで、他のスタッフが週4日のローテーションで3軒のホームの宿直勤務をこなしていた。憩いの家の特徴は、宿泊を2名体制で行うことである。それは「男女一緒の入所を受け入れていること、夜間の対応やOB対応をするために必要な体制」という理由からである。しかし、この体制は寮母の負担が大きすぎることで、他のスタッフはサブ的なかわりしかできず中途半端であることなど、多々問題が生じてきた。そこで、前述したとおり来年度から「経堂憩いの家」を閉鎖し、スタッフが等しく週3～4日宿直をする「グループ交代体制」に変更することになった。それでも、長年自立援助ホームの運営を担ってきたスタッフの高齢化が進み、

世代交代の必要性和後継者養成が最大の課題になっている。

「青少年福祉センター新宿寮」（定員20名）は、常勤スタッフ5名、非常勤スタッフ2名の体制で運営している。非常勤職員2名のうち、1名は事務担当で週2日勤務だが、1名は常勤職員と同じ勤務内容で、ただ、「時給900円」という給与の支払い形態だけが異なる「常勤的非常勤」である。また、宿直は男性スタッフだけが行うので、月6泊の宿直を含む労働条件はかなり厳しい。

「清周寮」（定員20名）は正規職員4名、非常勤職員2名で運営している。ここも正規職員、非常勤職員ともに全く同じ仕事をしているが、非常勤職員の給料は時給制である。また、ここの社会福祉法人は高齢児童専門の児童養護施設、グループホームも至近距離の場所で運営しており、法人内で人事異動も行われているが、これらの施設から自立援助ホームへの異動をしようとするとき、労働条件の格差あまりにも大きい。

「複合施設運営」型で複数専任スタッフ体制が出来ている自立援助ホームは、以下の通りである。「双葉ホーム」（定員6名）は、常勤職員3名と泊まり専門の非常勤職員2名、調理スタッフ1名の体制で運営をしている。「せんだんの家」（定員10名）は、常勤職員が3名（現在は欠員1名）、非常勤職員1名（調理、電話当番担当）で運営している。常勤職員には、基本給の他にボーナスも支給され、さらに宿直手当や社会保険などの制度も整っている。ただし、現在は2名体制なので、1人で月15泊の勤務をこなさなければならず、3名になっても月10泊の勤務で、条件は厳しい。

「ミカエラホーム」は3名の常勤職員と1名の非常勤職員とボランティア1名がローテーション勤務をしている。そのうち、ホーム長（常勤）と非常勤職員（週5日勤

務)として勤務するシスターが週2回の宿直勤務をこなし、それ以外の職員2名(常勤、週5日勤務)が1日宿直、また以前職員だった方がボランティアとして宿直をするというローテーションを組んでいる。これは、一般的な常勤職員と非常勤職員の勤務体制と異なる勤務実態と言える。また、ヒヤリング調査を行った当時、シスター以外のスタッフが2名辞めた直後であった。以上は、比較的職員数が多い自立援助ホームである。

常勤スタッフ2名体制の自立援助ホームは、「慈泉寮」と「あすなろ荘」である。

「慈泉寮」のホーム長は、他の施設との兼務で全体統括的な仕事を行っている。日常の運営は、常勤職員2名(そのうち1人は夜間勤務で住み込み、1人は日勤)と非常勤職員1名、非常勤調理員1名が担当している。また、常勤職員とホーム長は夫婦で自立援助ホームに住み込んでいる。

「あすなろ荘」は、常勤職員2名、非常勤の宿直スタッフ2名とホーム長(同一法人の児童養護施設副施設長でホーム長は兼任)の体制をしいている。常勤職員は法人採用で、児童養護施設職員とほぼ同じ給与が保障される。(宿直手当4500円、住宅手当、通勤手当、福利厚生、健康保険、介護保険有り)設立時の1988年に、同一法人から異動する形で常勤職員2名が勤めたが、2004年にその2名が退き(ホーム長はボランティアとして残る)新しいスタッフと交代した。この2名と宿直スタッフの1名は、大学生のとき実習を行い、その後ボランティアとして引き続き関わってきたメンバーで、長期計画で人材を育成してきた後の交代である。

「鳥取フレンド」は、ホーム長夫妻が実子とともに住み込み勤務をしているが、ホーム長は無償ボランティア、妻が常勤職員という待遇である。ホーム長の人件費が無

償なのは、その分の人件費が確保できないからである。ホーム長夫妻の他に、常勤スタッフ1名が児童養護施設職員から派遣され働いている。

●常勤職員1名体制の自立援助ホーム

「島添ホーム」は正規職員1名、非常勤職員2名の体制である。ここは、正規職員を雇用する経費を確保するために、分園型自立訓練事業と合同で事業を行う。また、夜勤体制を有償ボランティア団体から10名の協力を得て確保している。しかし、支払う賃金が低額のため(金額は不明)、非常勤職員は志があっても生活のためにやめていかざるを得ない。法人としては、2人の正規職員を雇用できるだけの補助金を県に要求しているが、未だ実現していない。

「ふじえホーム」は、ホーム長夫妻住み込みで、それに非常勤職員とアルバイト職員で運営している。ホーム長は週1日休みがある以外は、住み込み宿泊勤務を6日続け、ホーム長の夫は、他に職を持ちながら非常勤として関わっている。それを、非常勤職員が補う形でローテーションを組んでいる。

自立援助ホームのなかでは比較的恵まれた職員体制を確保できているといえる「社会福祉法人立」の自立援助ホームであっても、職員の勤務条件は厳しい。勤務条件を厳しくしているのは、夜勤のローテーション体制と、毎日の食事の提供を行う体制を確保する必要があるからである。特に、5～6人という小規模な人数の自立援助ホームが大部分を占める自立援助ホームでは、2～3人のスタッフで毎日の夜勤体制を維持するのが困難である。

しかし、自立援助ホームの法的位置づけは「第2種社会事業」の「相談事業」であり、補助金には食事や宿舍提供の経費は性

格的にふくまれない。そのため、予算要求の際に、食事提供や夜勤のための人員を確保するための予算要求をするには無理があると推察される。そこで、予算はあくまで「相談事業」を行うための積み上げとなり、実際には「全部を『込み』でみる」という運用の仕方しかできないのが実態であろう。ここに、法的位置づけと実態のねじれからくる矛盾が生じている。

B NPO法人・任意団体立の自立援助ホーム

NPO法人や任意団体が設立した自立援助ホームの職員体制は、基本的には「常勤職員 1 人体制」であった。このような体制で、なぜ自立援助ホームを運営できるか、その実情を詳しく調べた。

常勤職員 1 人体制で自立援助ホームの運営を可能にする条件は、3通りある。ひとつは、常勤職員が「超人的」な労働をすることである。二つには、非常勤の待遇で常勤職員と同じ働きをする「常勤的非常勤」職員を雇用することである。三つには、夫婦が住み込んで 1 人分の人件費で「家内労働」的に働くことである。

●「超人型」体制の自立援助ホーム

「人力舎」は、2004 年度に立ち上げた自立援助ホームである。ホーム長は常勤で、一応「通勤交代制」となっているが、非常勤職員 2 名に週 1 回宿泊をしてもらう以外は、週 5 日の泊まりをこなしている。さらに初年度は補助金支給が年度末になるので、それまでホーム長は無給労働であった。

常勤職員 2 名体制をとる「ピアホーム」は、ホーム長は月 25 泊の宿泊勤務をこなす、実際は住み込み勤務のような状態である。理事長は昼間とその他の宿直勤務をこなし、この 2 人でホームを切り盛りしている。さらに、常勤職員といっても、二人とも基本

給は新人職員の初任給並みで、他に宿直手当（4 千円）がつく程度で健康保険などの社会保障もない。今年度途中に 1 日 5 時間の非常勤職員を 2 名配置する予定である。

「風の家」には専任のスタッフがおらず、3 名の非常勤職員（いずれも女性、）と夜間は群馬学院職員、NPO 法人理事（いずれも男性）が交替で宿泊ボランティア（無給）をしている。非常勤職員の給料は時給（750 円）で支払われるが、時給制といっても、実際に働いた時間にたいして支払われるのではなく、予算の許す範囲内での支払いである。来年度には、専任で有給スタッフを「ホーム長」として迎える予定である。

「自立援助の家」は、ホーム長ひとりがスタッフとして運営している。ホーム長は NPO 法人の理事長でもあり、そのどちらのポジションにたいしても給与等はなく、逆に自身の個人的収入を「寄付」することで、運営がなりたっている状態である。

「デンマーク牧場子どもの家」は、リースクール全体で正規職員 4 名が、自立援助ホーム枠の 6 名を含んだ約 20 名のメンバーとともに生活している。スタッフは、牧場内の職員宿舎で暮らし、職住接近で仕事をしている。日中の子どもへの支援の他に、朝晩の牧場の仕事や、そこで出来た製品の販売業務も担い、それが活動資金源となっている。

●「常勤的非常勤」型体制の自立援助ホーム

「青少年の自立を支援する会」が運営する「カーペディエム」はホーム長（常勤）と非常勤スタッフ 1 名にパートスタッフ 2 名で「通勤交代制」勤務をしている。しかし、ここでいう「非常勤」職員といっても、それは給与面だけで、実際の仕事は常勤と同じ「週 3 日の宿泊」勤務をこなしている。

同じ法人が運営する「ベアーズホーム」

も、その事情は同じで、2人の男性スタッフ（常勤と非常勤）でおのおの3泊の宿直勤務、さらに非常勤のホーム長が1泊の宿泊勤務を交代で行っている。常勤職員と非常勤職員の勤務負担はそれほど変わりがない。一方で、賃金水準は非常勤職員がかなり低額である。常勤職員も医療保険や年金、退職金の保障など、社会保険が十分ではない。職員が「常勤職」あるいは「非常勤職」と言っても、業務内容による区別ではなく、人件費が十分支払えないことによる区分であることは、カーペディエムと同様の事情である。

「天神ホーム」は、県内の児童養護施設に勤務する運営委員5名が、ボランティアで泊まりを行い、他のメンバーが食事ボランティアとして交代で食事の世話をする体制で、専任スタッフはいない。宿泊ボランティアは、朝メンバーを送り出し、その後施設をして出勤する。夕方、食事ボランティアがメンバーの帰ってくる前に開錠して、食事を用意し、その後泊まりスタッフと交代する。日中のスタッフを確保できなかったのがこのようにするしかなかったのだが、利用している青年たちには鍵を持たせなかったのが、仕事を早退したときなど「締め出し」になってしまう。

●「家内労働」型体制の自立援助ホーム

「ふきのとう」、「星の家」、「岡田ホーム」は、ホーム長夫婦が住み込みで運営している。「星の家」はホーム長夫妻が、常勤職員、非常勤職員として、実子と共に自立援助ホームに住み込んでいる。他に非常勤スタッフ1名と「365ボランティア」がおり、また、宿泊ボランティアも数名いるが、住み込み体制は実質的には24時間体制の勤務形態で、休日を保障することが難しい。給料・手当など詳細は、今回うかがうことができなかった。

「岡田ホーム」は、ホーム長が自宅を開放し、住み込み常勤職員（給料月15万円）として、もう一人のスタッフ（給料月5万円）とともに運営している。ホーム長の夫が、最近退職し、これまで以上にボランティアで食事づくりや野菜づくりなどを手伝うが、夫婦のプライベートな生活を保障する時間的・空間的余裕がない。

このような「夫婦住み込み」の体制は、夫婦がおのおの職員として契約しているというよりも、夫婦の協同体制によって運営が成り立っており、異なる表現をすれば、夫婦一体とならなければ自立援助ホームが維持できない体制とも言える。これは、もちろん各自の働きに応じた給料の支払いがされているわけでもないのが「家内労働」型とした。

上記の類型にはいない、新たな形態が「元気さん」の職員体制である。「元気さん」は、専任スタッフ1名で運営しており、夜間の体制は高齢者自立型住宅の管理人が兼任している。専任職員は、高齢者事業など幅広い事業を展開している関連法人内の人事異動により派遣されるが、これまでの短期間に3名が異動している。ただし、詳細な勤務実態は今回のヒヤリングでは明らかにできなかった。

以上の結果をみれば、運営主体の財政力の差が、自立援助ホームのスタッフ数と職員待遇の差に歴然と現れていることが明らかになった。

常勤職員を複数配置しているのは、社会福祉法人が運営している自立援助ホームであり、さらに国基準の補助金に自治体独自の補助金上乗せ額が1000万円程度ある自立援助ホームに偏っている。それでも、児童養護施設などの職員配置基準に比べれば、なお低い職員配置で、きわめて厳しい労働

条件下にあると言える。

さらに厳しい条件下にあるのは、NPO法人立や任意団体立の自立援助ホームで、ほとんどが「常勤職員 1 人体制」である。しかし、実態は、財政事情が常勤職員の給料を 1 人分しか支払う力量がない、という事情による体制であり、1 人では補えない部分を、常勤職員が超人的に働くことでカバーしている、あるいは「非常勤」分の人件費で常勤職と同じような労働をボランティア的に行う、住み込みで家族の生活を犠牲にして働くことによって、なんとか運営を維持しているのが実情である。

運営体制を概観すると、NPO 法人による自立援助ホームは、「立ち上げるには都合のよい方法」であるが、「運営を継続的に行うためには、かなり困難な状況」にあるといえる。

さらに、このような状況からは、「現状の困難」だけではなく、「将来の後継者を養成できない」という困難を抱えていることがわかった。そのなかで、唯一例外的に「あすなろ荘」が「後継者育成計画」の下で人事交代がおこなわれていた。ここから、われわれは教訓を引き出さなければならない。

なお、今回「勤続年数」に関してはヒヤリングすることができなかった。利用者支援について検討する際重要な視点であり、来年度の研究課題としたい。

表4 自立援助ホームの職員数

	定員	常勤職員	非常勤職員	ボランティア (※1)	その他(備考)
憩いの家	18	7		1	3軒分を合わせた数
新宿寮	20	5	2		男性5女性2
清周寮	20	4	2		
双葉ホーム	6	3	4		非常勤のうち宿直のみ1調理1
ミカエラホーム	6	3	1	1(宿泊ボラ)	
せんだんの家	10	3	1		常勤1は現在欠員
慈泉寮	10	2	1(調理スタッフ)	1(ホーム長で他職と兼任)	
あすなろ荘	6	2	2(宿直スタッフ)		ホーム長は兼任でボランティア
島添ホーム	10	1	2	10	分園型自立訓練事業と兼任スタッフ
鳥取フレンド	12	2		1	ホーム長は兼任でボランティア
ふじえホーム	6	1	2	1	非常勤1は兼任
人力舎	6	1	2		
カーペディエム	6	1	1	2	
ピアホーム	6	2	(2)		非常勤職員は予定
ベアーズホーム	6	1	3(ホーム長含)		非常勤1は事務専任
風の家	6	0	3	2	
星の家	6	1	2	1	非常勤のうち1人は事務+宿泊
ふきのとう	6	1		1	
自立援助の家	6	1			常勤で無給
元気さん	6	1		1(兼任)	
デンマーク牧場	6	4			他事業兼任スタッフ
岡田ホーム	5	1	1	1(ホーム長)	
天神ホーム	5			5(※2)	他に食事ボラあり

※1 有償ボランティアのみ

※2 全員無償ボランティア

※ 夫婦住み込み体制

（３） スタッフの経歴と意識

① スタッフの経歴

自立援助ホームのホーム長を中心に、調査に応じてくださったスタッフの経歴をヒヤリングできた範囲内で概観すると、以下のように類型化できた。

A ボランティア型

学生時代に、または知人から誘われて自立援助ホームや児童養護施設のボランティアを始め、そのなかで自立援助ホームを立ち上げ、またスタッフとして働くことになった人たちである。

B 前児童養護施設・児童自立支援施設職員型

自立援助ホームの運営を中心的に担っているスタッフの多くは、児童養護施設や、児童自立支援施設の前職員で、公務員職にあったものもいる。彼らは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童相談所などに長年勤め、その子どもたちの施設退所後の様子から、自立援助ホームの必要性を認識し、自立援助ホームを立ち上げた人たちである。

C その他の（福祉）関係者

直接・間接に青年たちにかかわり、彼らへの自立援助ホームの必要を認識し、自立援助ホームを立ち上げた人たちである。その経歴は、「理事長が住職で、その妻が里親をしていた」、「会社員をしながらＢＢＳ活動にかかわり、保護司や青少年専門の更生保護施設に勤めていた」「宗教法人の運営する自立援助ホームなので、修道活動の一環として」など多彩であった。

② 自立援助ホーム設立の動機

自立援助ホーム開設の動機は、その当時の要保護年長児童の生きる時代を色濃く反映している。以下に、設立時期区分ごとに

各自立援助ホームの設立動機をまとめる。

● 「さきがけ期」の自立援助ホーム開設の動機

青少年福祉センターと憩いの家の開設動機は種々の出版物で語られている。その内容を簡単にまとめると、戦後、戦災孤児の児童養護施設出身者が施設を出た後、相談する人、帰る場所を頼って長谷場氏を頼り、彼らの居場所を創る必要性を感じて自立援助ホーム「新宿寮」を立ち上げた。さらに、男子専門で行っていた自立援助ホーム事業でも、頼ってくる女子が絶えず、1960年ころから職員が家に連れ帰ったり、アパートを借りて住ませたりしていたが、1974年に女子寮として建物を建築し、正式に「清周寮」として自立援助ホームを始めた。

「憩いの家」の場合にも、同じような時期に、更生保護施設の職員だった財部氏の呼びかけで、中卒の児童養護施設出身者を支えようと設立された。そこにボランティアとして、またはスタッフとして参加したスタッフによってその仕事が引き継がれ、現在にいたっている。

● 児童福祉法位置づけ以前

児童福祉法に位置づけられる以前の1980年代に自立援助ホームを開設したところに、その開設動機をうかがうと、開設前後の要保護年長児童の状況を色濃く反映していることがわかった。

「さきがけ期」についていち早く自立援助ホームを立ち上げた「鳥取フレンド」は、「当時（1970年前後）まだ集団就職が盛んで、地元を離れ都市部へ就職していく児童養護施設出身者が多い時期に、退所児童が大阪で自殺したことがきっかけとなっている。葬儀に集まったOB・OGから「困ったときに帰ってくることが出来る自分た

ちの家を創ろう」という声があがり、市内に借家を借りて住み込み就職先がないメンバー、病気をしても面倒を見てくれるものがないメンバーが暮らせる場所と自立支援の場を用意した。その延長線上に「自立援助ホーム」がある。

この当時は、国と教育機関が一体となって若年労働者を「金の卵」ともてはやし「集団就職列車」に乗せて大量に大都市に集中させた。これまでの「職親」的に生活の面倒も含めて親代わりに育ててくれた就労システムにかわり、安価な労働力として使い捨てた時代である。⁽¹⁾そのなかには、児童養護施設出身者も当然含まれていた。それでも、多くの集団就職者はなにかあれば帰れる「実家」を持っていた。しかし、当時の児童養護施設関係者には、いったん退所した彼らを迎え入れる物的・人的余裕を持つことはできなかった。そのような中で、彼らのための「居場所」を先駆的に開設したのが「鳥取フレンド」を立ち上げたものたちである。

1980年代半ばには、東京で、二つの自立援助ホームが設立された。「ミカエラホーム」は、これまでも一般の学生や勤労者のための女子寮に児童養護施設を退所した児童を任意で預かっていた。そこで、自立援助ホームの制度を知り、東京の自立援助ホームのメンバーに相談して、「自立援助ホーム」として始めたのが「ミカエラホーム」である。

同じく東京にある「あすなろ荘」は、卒園生対策として「高齢児のグループホーム」を開設しようとした。しかし、当時は東京都の認可が出ず、「自立援助ホーム」の制度を使って開設したという経緯ある。開設までの準備期間に3年かけ、法人内に研究会を立ち上げて、自立援助ホームのありかたを研究した末に開設に至ったとのことであった。

1990年代はじめには、兵庫県で児童養護施設職員有志5名が、自立援助ホームを立ち上げた。当時の彼らは、児童養護に携わるものとしての個人的思いと仕事上の必要に迫られて、物件を確保し、各々の仕事を続けながら始めたという。それが「天神ホーム」である。また、1990年代半ばには「更生保護施設では思うような処遇ができない。青年たちのその後の支えの必要を感じた」という動機で、家庭裁判所からの補導委託を受けることを念頭に自立援助ホームを運営しようと個人で自立援助事業を始めたのが、大阪の「自立援助の家」である。その後、大阪で公的施設が統合・再編して自立支援を行うセンターを開設する構想があったので、この事業は閉鎖して通所・相談活動に切り替えようと思ったが、公的機関の構想は思い通りに機能せず、「自立援助の家」にセンター開設後も入所相談等があり、現在も細々と継続している。

1980年代から1990年代にかけて、児童養護施設は要保護年長児童を中学卒業後も施設内で処遇するために、「高校進学問題」に熱心に取り組んだ。その結果は確実に上昇した高校進学率に現れている。しかし、自立援助ホームは、高校進学率が向上してもなお残る中卒自立児童や高校中退児童の自立支援のために、その必要性がますます高まっていった。また、高校進学率の向上は施設内に「15歳以上の要保護年長児童の処遇困難」の問題を抱えることを意味した。具体的には、この時期すでに高校生として行動範囲、交友範囲が広がった年長児童にたいする処遇体制が整わないまま、様々な「問題行動」が起こり、その結果「高校中退」による「自立退所」児童が出てきている。彼らへの対応をする必要性が、児童養護施設等関係者が開設に踏み切っていた動機と考察される。

● 児童福祉法位置づけ以後

1997年以降に開設された自立援助ホームのそれぞれの事情をみると、正式に開設したのは児童福祉法以後だが、それぞれに「前史」があり、その実績を基礎に、法的位置づけとNPO法人による開設が可能になったことから、「万を待して」開設に踏み切ったことがわかった。

「星の家」は、ホーム長が児童養護施設職員だったころから、施設を出て行き場のない子どもたちを自宅の「居候」として面倒をみてきていた。ホーム長の基には、口伝で男の子たちが1人、二人と頼ってきていたのが、結婚してからは女の子まで頼ってくるようになり、星さんの奥さんや子どもたちには、「二人だけの新婚生活」や「家族水いらず」の団欒などは皆無に等しかった。そんな星さん夫妻に、まわりの支援者たちが自立援助ホームとして活動することを進めたのが、自立援助ホームを開設する動機である。

「岡田ホーム」は、ホーム長が児童養護施設を退職し、行き場のない子どもたちのために開設した。前史として、ホーム長退職当時は運営の基盤となる助成金制度がなかったもので、1988年に知的障害者のグループホーム、学校不適応児童生徒相談支援事業などを行っている。こういった実績が行政に評価され、1998年に任意団体として自立援助ホームの開設に至っている。

「デンマーク牧場子ども家」のホーム長も、同じく県職員として児童福祉に携わっていた。しかし、もっと直接子どもと関わる仕事をしたいと思い転職したという。当時は校内暴力が問題になっていた頃で、子どもたちは荒れていたが、なかでも「施設で子どもがよくなっていない」と感じ、自分も現場で直接子どもに関わりたかったという。約20年間前のことで、それか

ら不登校の子どもたちのフリースクールを行ってきたが、利用料（月額約15万円）を払えない子どものために、6名定員の自立援助ホーム枠を設定した。

「元気さん」は、里親を20年あまり行う中で、里親解除後の子どもたちの自立に不安を感じ、自立への環境面・精神面・経済面支援として自立援助ホーム設立にいたった。里親経験から、措置解除後の里子の支援の必要性、なかでも知的な面でハンディを持つ子どもたちの支援の必要性を感じ、彼らへの里親経験を活かした自立支援に関心をよせている。

一方で、児童養護施設はもとより、児童自立支援施設関係者が既存の制度の限界を感じ自立援助ホームを立ち上げる動きも目立つ。

「ベアーズホーム」は、全国自立援助ホーム連絡協議会が2000年に行った「第2回全国自立援助ホームセミナー埼玉大会」の「全国に自立援助ホームを！」という呼びかけによって開設された。ホーム長は、児童自立支援施設を初めとして長年県職員として児童福祉に携わり、「県内の要養護年長児童の『居場所』が必要」と感じた。同時に児童自立支援施設の限界も感じ「制度の狭間で支援できない子どもたちを誰かが支援しなければならない」と思ったのが開設動機である。自立援助ホームに関する県の関心や、それを受けて立つ担い手の不在、支援者の存在などをにらみ。他の自立援助ホームの見学等を通じて、県職員を定年よりも2年早く退職し自立援助ホームを立ち上げた。

「ピアホーム」は、これまでも理事長夫妻（前児童自立支援施設職員）が里親登録をし、一時保護所がいっぱいときは、彼らの一時保護もしていた。その経験から県西部地域にも自立援助ホームの必要性を感じ、県内の「鳥取フレンド」の理事である

藤野先生たちの支援を受けて開設した。ホーム長には児童養護施設の職員を迎え、県西部の児童福祉関係者、学校関係者などの支援のもとに活動を始めている。

他にも、「退所した子どもが施設に戻れない現状や、共に暮らす中で生活を立て直す必要性を感じた」元児童養護施設・前児童相談所職員（人力舎）や、「施設を退所後行き場がない子どもたちの自立を手助けする場の必要性と、施設の高齢児童処遇の限界を感じた」児童自立施設職員や支援者たち（群馬風の家）、「退所後不安定な生活を送っている子どもたちへの支援の必要だ」という自身の施設生活体験と児童指導員の体験から決意した職員（ふきのとう）など、多彩な関係者が開設している。

児童福祉法に位置づけられた以後の開設動機をうかがうと、児童養護施設のみならず、児童自立支援施設、里親、児童相談所職員などが、既存の児童福祉施設の限界を感じ、自立援助ホームを立ち上げているのが近年の動向であることがわかる。

● 行政主導の開設

1990年代には、行政主導で自立援助ホームが開設されているのが特徴的である。行政からの呼びかけで自立援助ホームを立ち上げたところは、以下の通りである。

「慈泉寮」は、1991年に行政から社会福祉法人に委託の打診があり、行政主導で市内全体の福祉関係者の声を持ち上げて実現したという。また、1992年に「島添ホーム」が、沖縄県からの要請もあり、児童養護施設を卒園した子たちへのケアの必要性を常々感じていた児童養護施設長の呼びかけで、県内児童養護施設長や教育委員会などの有志で実行委員会を作り、協議を重ねて開設に至った。今回ヒヤリングができていないが、「えんどうホーム」も1992年に横浜市

からの要請で開設している。

1998年には、仙台市から要請を受け、東北福祉会から法人取得の協力が得られたので元教員、前児童養護施設職員が着任して「せんだんの家」が開設されている。同年、「双葉ホーム」が九州に自立援助ホームがない関係で、自治体のほうから設立してほしいという依頼があった。市内に児童自立支援施設がなく、軽微な非行を犯した少年を入所させる施設がなかった。あらたにそれを作るよりも自立援助ホームを作ろうということになり、児童養護施設を運営している社会福祉法人に行政側から依頼して設立した。2004年には、横浜市の主導で2軒目の自立援助ホーム「ふじえホーム」が開設している。

これらの地域で、どのような状況で行政主導の自立援助ホームの開設に至ったのかは、今回ヒヤリングできていない。

以上の結果、スタッフの経歴をみると、主力となっているスタッフの多くが児童養護施設・児童自立支援施設の前職員であることがわかった。さらに、最近解説した自立援助ホームは、施設関係者のみならず里親やフリースクール関係者など、その裾野がひろがってきていることがわかる。

開設動機は、その時代の要保護年長児童を取り巻く環境が影響していた。特に最近の設立動機は、要保護年長児童の抱える問題に対して既存の児童養護関係施設の限界を感じ、それを乗り越えるために開設したと語るものが多かった。また、1990年代以降、行政主導で設立された自立援助ホームがあり、その自治体の設立動機に関してはヒヤリングできていない。

(4) 自立援助ホームスタッフの意識

自立援助ホームの職員の意識については、今回十分にヒヤリングすることができなかった。初年度の訪問調査は、自立援助ホームに対してわれわれの研究に関する理解と協力を得ることが第一の課題であったので、自立支援に関する本格的なヒヤリングは次年度以降の課題としたからである。したがって今回ヒヤリングできたものは全体に対してごく一部であり、その内容を分析するにはいたっていないが、聞き取りができた範囲内で以下にその内容を列挙する。

● 自立支援についての考えと要保護年長児童の抱える困難

- ・現在の児童養護施設は、「高校に進学しない」＝「要保護児童ではない」という考えが前提となっており、社会的に学校ありきの青年援助である。能力・人格・無気力などマイナスを負っている子ども達が、先に社会の辛酸をなめる状況である。

- ・自立援助ホームに来る子ども達の根底にあるのは、幼児期・学童期に大事に育てられていないことである。それによって対人間・対社会への歪みが生まれている。彼らには家庭的な裏づけが無くニートにもなれない子ども達である。彼らは権利から疎外され、忘れ去られている子ども達であると言える。

- ・親を喪失、または親子関係が破綻している子どもたちは、精神的な問題も抱え、一筋縄ではいかない。

- ・われわれは「自立」を単なる職業的自立にとらえず、関係性のなかから自立支援を図っていこうとしている。「自立」とはうまく他者に依存すること。帰る家があれば安心して失敗できる。失敗のなかで人との関わりを知ってほしい。

- ・「人は人によって傷つけられ、人によって

癒されていく。人の力は限りなく大きい」。

- ・彼らに必要なのは指導より心のケアであり、ここが癒しの場になるように務めている。自立援助ホームは、指導力を前提とした自由な空間を提供する場である。ここで言う指導力とは、職員自らが身をもって示す指導である。しかし、自立援助ホームで暮らす子ども達を一番指導してくれるのは社会であり、それに上乗せして職員の側が指導することはない。あくまでも、ホームは癒しが前提である。子ども達が人にとがめられない、安心・安全に生活できるホーム作りを心がけている。また、「あるがまま」を受け入れ、大人が彼らのことを大切に見ていることを伝える関わりを大切にしている。

- ・自立援助ホームでは、子どもと関わる時間が増え、距離も近くなった。同じ人間が関わるということが重要だという認識を高めている。

- ・現実問題として自立援助ホームでの受け入れが無理な子どもがいることも事実であり、必ずしも良い結果ばかりではない。子どもの権利・安全を守ってあげられない子どもや、ホームの存在を維持できなくしてしまうような子どもなどがそれに当たる。また、子ども達自身の自立に向けた自覚も重要で、この部分はホーム側が強制するものではない。

- ・利用者も変化してきた。働けない子ども（仕事に身体・気持ちがついていけない）の大変さは、職員の気持ちにも反映してしんどくなってきている。以前は18～20歳くらいで大丈夫だったが、今はかかわりから5年位かかる。

- ・特に、女子がひとりで働き、暮らす大変さが増している。働く場所も限られている。

- ・建物の構造やスタッフが少ないことで自立心の高いケースしか受け入れられない。

● 自立援助ホームの課題

A スタッフの課題

a スタッフの労働条件

・暖かさを求める子どもたちに寄り添うのは体力がいる。夫婦と二人のスタッフでは厳しいので人手がほしい。

・ホームの課題は、第一にスタッフの人数の充実とメンタル面の支えが必要だという点である。また、様々なタイプの子が相手なので、十分な休息が必要である。われわれの自立援助ホームは、田と比べて恵まれているスタッフ数、給与であるにも関わらず、1日の休息もままならない現状である。

・2005年度からこれまでの法人所在地から別の場所に家を確保し、定員も縮小する。また、職員も通勤制に変わり新体制になる。バックアップ体制が必要である。

・自宅とホーム兼用で、ホーム長の家族の私生活が保障されないこと、ホーム長が病気をしたことなどから、2年後くらいをめどに後任の方をさがしているが、あらたに物件を確保すること、職員の人件費をどう確保するかなど困難が大きい。そのために、NPO法人格の取得も視野にしている。

b 後継者の養成

・中心になっていた職員が退職し、子どもたちが不安定になった。今はその職員が復帰して安定しているが、その職員は高齢で、後継者の確保が問題である。

・これまで10数名のスタッフが辞めていき、無理はきかないことを実感した。

・スタッフの育成は、一緒にやりながら伝え、教えていく、試行錯誤していく中で育てることが必要である。今は、若い人に仕事を渡すための模索中である。

・人材の充実と育成、自己研鑽が課題である。特に、人材の育成は大きな課題だと感じている。はじめは児童養護施設の延長上

のアフターケアをイメージしていたが、やり始めてすぐ考えが変わった。

B 資金的な問題

・要保護年長児童は退所後の緊急な出来事（病気入院などで働けない、学費を払えない、退所後のアパート契約上の対応など）に対応するお金が工面できず、ホームで対応せざるを得ない。

・運営費が豊富にあれば、他の措置費で運営される事業と自立援助ホームは完全に分けたい。同じような年齢の子が、制度の違いで一方は公費で遊び（行事）に連れて行ってもらえるのに、一方で夏休みもなく必死に働く子どもがおり、お互いによい影響は生まれない。

・補助金は単年度扱いであることや地方自治体の動向をみれば、今後予算を削減されることが予想され、法人努力がいつそう必要になる。

C 行政への要望

・財源不足で運営費の心配をしなければならず、安定した運営とニーズに応えるために、補助金増額、県単加算を望む。

・自立援助ホームを立ち上げた初年度の財政面で課題大きい。補助金が年度開始時に出ないので、財政的なストックがないと運営できない。年度当初に補助金を支給してほしい。

・法内施設となったことで受け入れに枠ができ、必要な子の受け入れがきつくなってきた。

・自立した子どもの家賃滞納・犯罪・妊娠・病気・高校進学などあらかじめ予想できない問題込みで補助金をプールできるようにしてほしい。制度があっても使いにくいもの（例＝アパート保証人制度は大家が了解

しないと使えない) を使いやすく工夫して欲しい。

- ・スタッフには、専門性が大きく要求されるので、行政にはそれに見合ったスタッフの生活保障を要望したい。

- ・国からの補助金については、地方自治体に支給するのではなく、直接各ホームに下ろしてほしい。両者込みだと、国の増額分地方自治体が減額してしまう危険性がある。

D 自立援助活動のあり方

- ・資金的な問題に取り組むべきである。補助金は運営費、人件費等であり、建物の改築費用返済等には充てられない。事業の発展に向け、人材育成、安定運営のための補助金獲得のソーシャルアクションを行う必要がある。

- ・ここは立ち上げの段階から小舎夫婦制という形をとらなかった。それは、大きな組織の中での小舎夫婦制は継続できるが、単独での小舎夫婦制は継続性がないからである。

- ・情報の公開と地域の中で理解者、協力者の輪を広げていくこと。医療・福祉・司法の動向を常に把握し、行政ともより良いものを目指して連携しつつきちんと発言していかなければならない。

- ・今年度から入所者の定数を増やしている。その真意は二つあり、一つは定数増による補助金額の増加である。もう一つは平成 13 年に県から出された「自立援助 2 ホームを 1 年ごとに一カ所、5 年で五カ所」という流れを断ち切りたくないという思いがある。定数を増やすことでニーズに対応するという姿勢を表している。しかし、定数を増やしたことでそれに対応するホーム側の姿勢を問われるのも事実で、今後は「子どもを大切にする」という姿勢が薄れないよう小規模の良さを維持することが課題である。

- ・将来的にはいろいろな子どもを受け入れていく組織にすること。相談機関としての機能を含め、青少年の最後の砦としての役目を担っていかななくてはならない。

- ・全国の自立援助ホームの現状をみると、各ホーム長の力量に委ねられている場合が多い。今後後継者に委ねられたときに不安が残る。今後は全国のホームが情報・スキルなどを共有し、ネットワークを持ってあたらないと対応できなくなる時期がくる。適切なソーシャルワークをするためには、社会福祉経営の視点が必要である。また、小規模なホームは密室でのソーシャルワークになりやすい危険がある。可能な範囲での情報開示やボランティアや学生の実習、見学を受け入れることで社会に対して透明性を保つことが、社会的認知度や関心を高め、利用者の利益に繋がる。また、寄付をうけることも可能になる。

- ・多くのホームは経営基盤が脆弱なため、各ホーム単位では職員研修体制、社会保障・雇用体制の整備も難しい状況にある。全国一体になってスタッフの量的・質的向上に向けて環境整備等の要望を訴えるアクションを起こすべきだと考える。

- ・自立援助ホームの一番の問題は、自立援助ホームは第 2 種で良いのかということである。本来第 2 種社会福祉事業は、電話相談や給食の配膳サービスなど利用者と直接の接点がない福祉のはずである。生活を共にしているにも関わらず第 2 種であることはあり得ない。

- ・自立援助ホームが第 2 種社会福祉事業を選択した背景には、児童福祉の枠外も受け入れるという枠を超えた受け皿であるという考えがある。それを考えると、第 2 種のままで自立援助ホームの有用性に見合った補助金と子どもの権利保障が必要である。

(5) ヒヤリング担当者の感想

最後に、ヒヤリングを実施した調査員の感想の一部も掲載する。繰り返すが、このヒヤリング調査は、内容的に全体を網羅することに限界があった。したがって以下の感想もその限界の範囲内であることをお断りしておきたい。

● 法的位置づけ、法人のあり方について

・各自立援助ホームの財政難をもたらす一因に、法的位置づけと実際の事業との「ねじれ」現象がある。財政事情を厳しくしているのは、物件の確保や維持にかかわる費用の捻出や、スタッフを雇用する財源の不足である。自立援助ホームの建物やスタッフ体制は、地域小規模児童擁護施設とほぼ同様のレベルであった。しかし、法的位置づけは第二種社会福祉事業である「生活支援事業」であり、これでは住居や食事保障、24時間体制の人的保障をする財政枠組みができないだろう。実態と法的位置づけの「ねじれ」が大きい。

・NPO法人は、それ以外選択肢がないことで選んだ運営方法であるが、専任のスタッフを十分確保できるだけの財源に乏しく、理事会の負担も大きい。また、様々な立場の理事の思いが交錯し、これもまた運営が大変である。資産を持たない、また実績を公的に認められない団体を取りうるやむをえない選択である。職員の福利厚生（保険や退職金制度）や研修などについて、各ホーム単独ではできないことを全国連絡協議会などで保障してほしいと思った。

・支援者から多額の寄付を寄せてもらい活動を維持しているが、支援者も高齢化し、今後もこのようなレベルで支援していただけるか不安が残った。

・職員の専門性を支える研修等が整ってい

ない。職員の雇用、勤務条件、後継者養成に問題がある。①勤務体制が同じでありながら正職員として雇用されているものと、非常勤として雇用されているものが半々の状況。②同法人内で各施設が独立採算制をとっているため、法人内での人事異動ができない（給与体系が異なるため）③職員研修が十分保障されていない。職員採用に資格規定がない。これらは、自立援助ホームを抱える法人の課題であろう。

● 任意団体による運営に関して

・一部の自立援助ホームは、個人的な思いと仕事上の必要性に迫られて個人的にはじめたという印象を持った。実際に家屋はあるものの、人的・経済的・時間的資源が極めて限定されている。したがって、交代で泊まりに入る「下宿」として運営していくこと、そのためにこうした形態でもやっていけそうな子どもを「選ぶ」やりかたは合理性をもつ。しかしながら、「限定された」やり方でも、毎日の泊まりと必然的に発生する「相談援助」にあてる時間とエネルギーをやりくりしながら運営を続けていくことは、他の職業を持ちながらでは難しくなっていくことが想像できる。

・全国の自立援助ホームと交流する余裕もなく、活動休止に至っている自立援助ホームで、調査に伺ったわれわれに「刺激を受けた、また再開してみたい」と言われた。少数の仲間だからこそ、交流による支えあいが必要だと感じた。

・専従者を雇用できるようになることが課題。「自立援助ホーム」の認可を受けていないので運営費は寄付という形で多くを個人負担している。スタッフは「住み込み」で、休みもとれない。したがって、建物の構造上は5名まで入所可能だが、実際には1～2名が限界である。

・現在の財政状況では後継者の確保、家賃（建物）の確保が困難である。一部の志のある人、自己犠牲の出来る人だけが自立援助ホームをやっていくという図式は、あまりにも無理があると思われる。

● 職員体制について

・夫婦住み込み勤務で、実子との関わりが難しい。思春期を迎えた実子がさまざまな問題（学校不適應）をかかえ、ホームの子どもとの板ばさみになっている。これは、夫婦で住み込み勤務をしている自立援助ホームに共通の悩みである。思春期に達した子どもとメンバーとの間で、女性スタッフ（母親）は計り知れない苦悩を抱えている。夫婦住み込み制で行う場合には、女性スタッフに実子の成長にあわせた「育児休暇」あるいは「育児時間」の保障が必要であることを強く感じる。

● 自立援助ホームと関係者の連携

・課題は、県内の行政機関、児童養護関係機関・施設とどのような関係を築き、ケアの連続性を保っていくかという点だが、そこに多くの困難がある。自立援助ホームの存在を無視、あるいは個別のものとして認知しない相手に働きかけていくエネルギーは大きな負担となっている。その反面、一般市民や各種団体など社会福祉を理解する多くの人たちとの連携の輪が広がっていることは大きな収穫であろう。児童福祉の身内から阻害された結果の努力とはいえ、新しい市民の福祉参加形態として可能性を感じる。しかし、そのためのスタッフの費やすエネルギーは過大であり、スタッフの負担が大きい。

D 考察

近年の推移をみると、確実に自立援助ホームは増加してきている。この増加は、単純な数の増加ではなく、地域的な拡大、運営主体の多様化、スタッフの経歴の多彩さなどの特徴をもつ。しかし、一方で閉鎖する自立援助ホームも出現している。閉鎖理由の一つに、運営費を確保できなかった運営主体の脆弱さがあつた。その脆弱さは、閉鎖した自立援助ホームに限らず、多くの自立援助ホームのサービス環境や職員待遇の劣悪さを招いている。さらに後継者の確保が困難だという課題を抱えている。自立援助ホーム自身も、その点について危機意識をもち、様々な議論がなされようとしている。

E 結論

現在、近年設立が相次ぎ、自立援助ホームが増加していることは、これは、おそらく多くのニーズがあることを物語っているのであろう。しかし、要保護年長児童の自立を支援するための安定した運営をする体制は不十分であり、そのための財政保障が求められている。

補助金の増額を困難にしているのは、実際の事業内容と法的位置づけの「ねじれ」があるからである。この現状を踏まえれば、次年度の課題である「自立支援内容」を分析する際に、このような運営実態がどう影響するかという分析視点が必要である。

自立援助ホームを利用する子どもたちの概要
－「全国の自立援助ホーム－40 年の歴史と 20 の実践」の再集計を通して－

分担研究者 松本伊智朗（札幌学院大学）

●研究要旨

全国の自立援助ホームの利用者を全国的に把握しているものは、これまでに存在していない。唯一全国自立援助ホーム連絡協議会が、入所者のデータを掲載した資料「平成 10 年度の入所に関する実態調査」、『全国の自立援助ホーム－40 年の歴史と 20 の実践』全国自立援助ホーム連絡協議会平成 12 年編所収）にまとめているに過ぎない。本研究は、この資料を分析することで自立援助ホーム利用者の全体像を把握し、平成 16 年度の利用者悉皆調査を行うための分析枠組みをえることを目的に行った。結果は以下のとおりである。

平成 10 年度に全国の自立援助ホームを利用した実員数は 221 名である。彼らの入所経路は、主に児童養護施設からなる入所型の社会福祉施設がもっとも多く、すでに社会的養護の領域で支援を受けている子どもに、支援を継続するための社会資源となっていることがわかる。ついで、「非行」関連機関が多く、「非行問題」を受け止める社会資源が不足する中で、自立援助ホームがその機能を果たしていることがわかる。さらに、児童相談所を中心とした相談機関からの入所が続き、社会的養護を直接的に担う機関として自立援助ホームが機能していること共に、特に 10 代後半の場合既存の児童福祉施設が十分に機能しないこと、その「谷間」を自立援助ホームが埋めていることを示唆する。

ただし、今回利用したデータは以下のような不十分点を持つ。調査の基準日が不明確、各ホームにより記述方法がまちまちであるので、今回利用したデータは資料としての多くの限界を持っている。しかしながら上記の試みでは、個票の再整理と集計作業を通して、自立援助ホームを利用する子どもたちの全体像の一端を、ある程度把握することができたのではないかと。制度・政策としての「自立援助ホーム」のあり方を議論する場合、どのような子どもに利用され、その全体像はどうなっているのかを知ることは不可欠である。われわれの本研究の今後の課題とすると共に、組織的、統一的かつ継続的な取り組みを強く望みたい。

●研究協力者 佐々木みちる（北海道子ども虐待防止協会）